

番号	質問	回答
1	電子契約システムのやり取りは契約書のみか。着手届や資格証明書等も提出可能か。	契約書のみです。その他書類の提出は従来通りです。
2	電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、電子契約を希望する場合のみ提出すればよいのか。	電子契約の希望の有無にかかわらず、応札される場合はご提出をお願いします。
3	電子契約同意書兼メールアドレス確認書の日付は、いつ時点に記載すればよいのか。	電子入札システムで確認書を提出する日(応札日)をご記入ください。
4	電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、他の入札書類と併せて電子入札システムで提出すればよいのか。	お見込みのとおりです。
5	業務委託費内訳書の提出が必要のない業務委託の案件については、電子契約同意書兼メールアドレス確認書のみを提出すればよいのか。	お見込みのとおりです。
6	電子契約同意書兼メールアドレス確認書と他の入札書類は1ファイルとしてよいのか。	別ファイルとし、エクセル形式のままご提出ください。
7	電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出を失念した場合、入札は無効となるか。	入札は無効となりません。
8	落札者となった案件で、応札時に電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出を失念しているが、どのように対応すればよいのか。	契約担当課の指示に従ってください。
9	不落札者であった案件で、応札時に電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出を失念しているが、どのように対応すればよいのか。	特段の対応は不要です。
10	建設リサイクル対象工事の場合、リサイクル協議書はどのように提出したらよいのか。	紙、電子いずれでも可能です。提出方法は契約担当課にご確認ください。
11	建設リサイクル対象工事の電子データの提出先は、工事担当課か。	契約担当課にご確認ください。
12	契約保証はどのように提出するのか。システムにアップロードすることは可能か。	電子契約システムを利用しての提出はできませんので従来通りです。
13	契約保証書作成に契約書案が必要だが、いつ時点でもらえるか。	契約担当課にご確認ください。
14	変更契約の場合は遑って契約が必要になる場合があるが、どのように実施すればよいのか。	原則、電子契約では遑っての変更契約はできません。契約担当課と調整し、紙契約をご検討ください。
15	変更契約時にも電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出が必要か。	当初契約時に提出した確認書の内容に変更がなければ、再度、提出いただく必要はありませんが、変更がない旨契約担当課にお伝えください。変更がある場合は、契約担当課に送付先を確認の上、確認書を電子データでご提出ください。
16	当初契約を紙契約した案件について、変更契約は電子契約とすることは可能か。	できません。
17	当初契約を電子契約した案件について、変更契約は紙契約とすることは可能か。	可能です。変更契約時に契約担当課にその旨申し出てください。